

# デビットカード取引規定新旧対照表

1 / 1

改定前	改定後
<u>(新設)</u>	<b>第4章 規定の変更</b> <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>